2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字宮野字前平三九の四、四〇の四、多久市北多久町大字多久原三九一八の一、六一七七の二、藤津郡太良町大字多良字角ノ内八三三九の一二、字下中山八六二九の一九、大字糸岐字中尾八二〇四の一三四、八二〇四の一三六、八二〇四の一三七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに関係市役所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字杉山字黒豆一一の一、一一の二、一二の一から一二の九まで、一四の一、一四の三、一四の一〇から一四の一二まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字勘場己九一一の二、己九一三、己九一五、己九一七、己九二〇の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町具谷六六字登り尾二八の三から二八の六まで、六九字桂谷二の三から二の五まで、七二字トゴロ谷三の八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町奥野々一〇〇字髯剃二の三、一〇一字北谷口一の一、一〇七字梨ノ木谷四の二、一一〇字小枕谷六の二、一二八字法建一の四四、一二九字北谷一の三〇（次の図に示す部分に限る。）、一の六二から一の七一まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町花滝字山田二四一〇の六、二四二八の八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市有漢町上有漢字鳥が迫七四四三の二、字宮ワキ七四四五の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市由津里字由津里坂九一三の四、九一三の五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷一二〇九・一二一〇の一・一二一三・一二一四の一・一二一六の一・一二一八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備えおいて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷一二〇九・一二一〇の一・一二一三・一二一四の一・一二一六の一・一二一八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市由津里字由津里坂九一三の四、九一三の五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷一二〇九・一二一〇の一・一二一三・一二一四の一・一二一六の一・一二一八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備えおいて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年五月二十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷一二〇九・一二一〇の一・一二一三・一二一四の一・一二一六の一・一二一八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）